

竹原市総務文教委員会

令和6年2月21日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第12号 福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 2 議案第14号 竹原市郷土産業振興館の指定管理者の指定について
- 3 議案第23号 竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第25号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第28号 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第36号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第37号 令和5年度竹原市一般会計補正予算（第8号）
- 8 議案第39号 令和5年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年2月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
高 重 洋 介
蕎 麦 田 俊 夫
村 上 ま ゆ 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局主任主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
総 務 課 長	品 部 義 朗
企 画 政 策 課 長	大 川 真 功
財 政 課 長	向 井 直 毅
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
監 査 委 員 事 務 局 長	清 水 健 一 郎

午前9時55分 開会

委員長（川本 円君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年度第1回定例会総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会へ提案をさせていただいている議案のうち、議案第12号外7議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

今期定例会にて本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行って結構でございます。

まず、議案第23号竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案の参考資料の53ページをお願いをいたします。

それでは、議案第23号の竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして既存の条文番号にずれが生じ

ましたので、当該条文を引用しております竹原市監査委員条例、竹原市下水道事業設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、条例中の引用条項を整理するものでございます。令和5年5月8日に公布されました地方自治法の一部改正では、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化、あるいは適正化を行うために地方議会の役割及び議員の職務の明確化、あるいは会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等々が行われましたが、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにおいて新たに規程条文が新設されたということに伴いまして、既存の条文番号にずれが生じたものでございます。改正の内容につきましては、54ページから56ページの新旧対照表となります。

なお、この条例の施行期日につきましては令和6年4月1日からとなります。

議案第23号については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

本議案につきましては、地方自治法第243条の2第1項の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされております。よって、監査委員会から意見について報告を求めます。

監査事務局長。

監査委員事務局長（清水健一郎君） 中本英三監査委員、濱井秀夫監査委員より本条例案に関して適当と認めますとの御意見をいただいております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手の上、一問一答でお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第28号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の79ページをお願いいたします。

議案第28号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御

説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえまして、育児休業を取得しております会計年度任用職員について勤勉手当の支給対象とするものでございます。令和5年5月8日に公布されました地方自治法の一部改正では、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能とされたことから、本市におきましても昨年の令和5年第4回の定例会におきまして、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給について議決をいただいたところでございます。このことを踏まえまして、本条例において、基準日に育児休業をしている職員の勤勉手当につきまして会計年度任用職員を対象外としておりました規定を削除させていただきまして、育児休業を取得している会計年度任用職員についても勤勉手当の支給対象とするものでございます。改正の内容につきましては、80ページの新旧対照表のようになります。

なお、この条例の施行期日につきましては令和6年4月1日からとなります。

議案第28号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第36号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の159ページをお願いいたします。

議案第36号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部が改正されまして、マイナンバーを提供することができる事務及び提供する情報を定めておりました別表2というのが削除されたことに伴いまして必要な規定を整備するものでございます。令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の一部改正におきましては、マイナンバーカードの利用及び情報連携に係る規定の見直しというものが行われまして、特定個人番号利用事務を処理するために利用特定個人情報を提供することが可能となりました。このことを踏まえまして、本条例におきましては、法律の別表第2を用いてマイナンバーの利用範囲あるいは情報の提供について規定をしておりましたから、法改正により新たに規定されました特定個人番号利用事務、利用特定個人情報の定義を定めるとともに、その用語を用いて利用範囲や情報の提供について規定の見直しなど国の法改正に合わせて改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行日となります。

改正の内容につきましては、160ページ、161ページの新旧対照表となります。

議案第36号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第12号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 17ページの議案第12号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてということで御説明をいたします。

提案の趣旨といたしましては、福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関して福山市と協議をするものであります。こちらにつきましては、連携協約の施行期日は令和6年4月1日を予定しております。この連携中枢都市圏につきましては、自治法の中でこういった取組をする場合におきましてはこの区域で事務の処理をするに当たって当該自治体同士の連携を図るということで、協議により決定することによってこの役割分担を定める協約を当該他の普通公共団体と締結することができるとしております。締結するに当たっては議会の議決を得なければならないということで、このた

び議案として提出するものであります。

以上が説明になります。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 以前にも少し説明をいただきましたが、いよいよという形であります。以前のときも申しましたが、本当にどちらかといえば今までの連携中枢都市のものよりは非常に活用の度合いが広がるような期待値があります。ですので、しっかりと竹原市がイニシアチブを取って、大きい市町の中の一つの自治体ということではなくて、竹原がその連携というところで活用できるような方向性をしっかりと出していただきたいと思いますのですが、以前も聞きましたが、この点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 竹原がこの連携中枢都市圏に加入するに当たりましては、今、全体の事業が約70事業ございますが、そのうち43事業について連携する予定としております。こちらの中で費用がかかるものとそうでないものもございますが、費用がかかる、かからないにかかわらず、しっかりスケールメリットを生かして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

そのほか。

道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

特に一番気になったのは、本来ほかの2つは既に2015年ぐらいに連携されているということなのですが、この時期に本市が加わる一番の理由というのですかね、それをお聞きいたしたいと思います。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 今おっしゃられますように、今竹原市については、中枢都市圏としては広島市を中心とした連携中枢都市圏、それから呉市を中心とした都市圏、2個に加入しておりまして、令和6年4月から備後圏域が3つ目になります。この令和6年4月に加入するようになった経緯といたしましては、これまでも議会、商工会議所も東

部ブロックということで連携を深めておりまして、行政も様々な部分で既に取り組をしておりました。こうした中で5月ですが、首長同士の会議がある中でこういった圏域に正式に加わることで見える形で連携を深めて取り組む、これによって取組の内容は新たに加わるもの、これまでと継続するものがございますが、これに加わることで同じ取組でも、例えば特別交付税で措置されるなどの有利な条件がございますので、こういったものはしっかり活用して取り組んでいこうということでこのたび加入するということになっております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

当然先ほど言われていたように事業も70事業あって、そのうち43事業加わるだろうということでもあるのですが、産業の活力の向上とか、あるいは第1次産業の活性化とか、そして高度医療の充実ですよね。あとは子育て支援の充実というのもあると思います。一緒に入ることによって、特に子育て支援の中ではこども発達支援センターなんかが三原にあったりするので、より近くなるだろうと。そういった概念で捉えているのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。それ以外のところの産業の活力や第1次産業の活性化とか高度医療の充実も、そういったものも含めて本市にとって一番有利な方法としてここを参画するということに、結論に至ったという理由でよろしいでしょうか。場合によっては、人が動くので東広島のほうが近い場合もあったり、事業によってはですよ、あるのですが、その辺の調整というのはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） ただいまの御質問に対してでございますが、1点具体に出たのが、こども発達支援センターの共同運営ということはまさに今委員おっしゃられるとおりでございます。今は、主に相談の窓口としては東広島市の方面に行く方が多いというふうに聞いております。年間としては、子供さんのベースでいうと年間で約30人程度が相談に行かれているというふうに聞いておりまして、このうち実際に医療機関にかかる方というのは大体3人ぐらい、2人から3人というふうに言われております。ただ、相談窓口が限られておりますので、待機時間といいますか、これが最大で3か月程度かかる方もおられるというふうに聞いております。しかし、これが備後連携をすることで新たな窓口が増えますので、ここの期間が短縮されるということが想定されておりまして、これにつ

いてそういったメリットがございます。その他につきましても、例えば保育所の広域入所の関係だとか、産業でいうと例えばF u k u - B i zの相談窓口の体制を新たに利用できるだとか、例えばふるさと納税の共通返礼品の開発で新たな相談体制ができるだとか様々なメリットがあるというふうに考えておりますので、こういったのをしっかり活用して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 特に高齢者の世帯が多い地域ですので、高度医療ですよね。そういった問題が大変懸念されているので、オンライン診療とかの開始ということも、当然近隣の複数というのに協力していただくことは非常にありがたいと思うのですが、そういった認識でもよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 医療に関しては様々な連携項目がございますが、ここについてはやはり竹原市の医師会、こちらもしっかり意見、連携を酌み取りながら進めることが大事だというふうに考えておりますので、オンライン診療とかの利用につきましてもそういった医師会の皆さんからアドバイスとか御意見をいただきながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほか質疑ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） これに関わってまず前段として、地方自治体の仕事というのが自治法の中にあって、住民の福祉の増進をするということが第一の仕事になっていると思うのですね。それに対する仕事に対して、国もそこに支援すると。住民自治、そういった住民福祉の増進に関わるそういった施策をする場合は、特にそれに対して国が支援するという大原則があると思うのですけれども、それから見ていろいろ大変気になるところは、そういう本来、竹原市なら竹原市でやるべきことが、いろいろ連携とかそういういろいろを言われましたけれども、その中でどうなっていくのかなというのが大変気になるので、具体的にお聞きしたいのは、この議案書の19ページに圏域全体の経済の牽引とか、2点目に高次都市機能の集積強化とかというのがいろいろあって、例えば経済の成長の牽引のところで見ると、その中の（1）の圏域を支える産業の活力向上の中で雇用対策というの

が出てきます。ここの一番右のほうでは、竹原市の役割分担、費用分担等があつて、東京事務所に云々というのがありますけれども、雇用対策の分で分かりやすく見たら、こういう連携することによって具体的にどういった企業の誘致とか雇用の拡大とかというつながる分がどうなるのかなということと、さっき言った高度医療についても医師不足と看護師不足なんかが、特に看護師不足とかあった場合はこういった連携協定をすることによって具体的に竹原市の看護師なり医師不足等が解決する、そういったイメージが分かりにくいので、説明していただければと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、産業分野に関わりまして雇用対策ということでございます。まず、本市につきましてはやはり雇用の場の確保ということで市内における企業誘致あるいは創業、起業支援等に取り組んでいるところでございますけれども、やはり市内だけでは雇用の場の確保というのは十分でない部分もあるかと思っております。そういう中で三原市におきましては、近隣では小原工業団地等ありますし、そのほかにも今後本郷のほうにはアマゾンのデータセンター、すみません、グーグルですかね、とかできるとかいろいろございますが、やはり雇用については市域のみにならず、近隣のそういった働く場の確保ということも重要かと思っております。そういう中で、こういった圏域に入りますとそういう企業の情報等が共有いただけるのではないかと期待しております。そういう情報をいただければ、やはり本市の市民の皆さんにもそういう情報の提供とか図られていくものということで考えておりますので、圏域として雇用の場のエリアが拡大されていくことについては非常にメリットがあるものと考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） その他の医療の関係だとか人材の関係とかの御質問でございますが、まずは1点、前提としましては、本市もそうですが、各自治体でできることは各自治体で取り組むというのが前提でございます。その中で例えば連携し合うことでより効果が高まるもの、もしくはその自治体の中でなかなか取り組むことが難しいものを連携することでそこは補完し合えるもの、こういったのを取り組んでいくというのが連携中枢都市圏ということであるというふうに考えております。ですから、先ほどの御質問にありましたように、例えば医療の関係で竹原市が対応が難しいというものでありましたら、この連携項目に沿って例えば近隣他市を利用することで住民の福祉が向上できるというよう

なことで考えていただけたらと思います。

説明は以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 医療の関係からいいますと、再質問させてもらいたいのですが、例えば出産医療体制の分で見ると、当時は竹原市は出産、産科医療があって出産ができると。それが今なくなって、そういった市としての考え方によるのですが、こういった竹原市での出産医療体制があったのがなくなったから、それを今度はいろいろ連携をやって医師を呼ぶとか看護師呼ぶとかというようなことにつながるのかどうかは、そこらはどうでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） これは、今回提案しているのはあくまでも連携中枢都市圏で連携し合う事業の議案でございまして、医師の招致をするとかということとはちょっと違うというふうに考えております。出産体制につきましては、今は市内の個別の医院で相談体制というのは整えております。残念ながら産むということに対しては市外へ出向くということになっておりますので、そういったところについてはこれまでと同様に、連携中枢にかかわらずしっかり連携できたらというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 3回目なので、伺いたいのは、さっきも出ましたが、これまで例えば2016年には広島市との連携協定を結ばれて、17年には呉市との連携協定を結ばれて、全体がこれと同じというわけではないのかもしれませんが、先ほど言った例えば雇用の問題とか医療の充実とかという面で具体的にこの2つの連携、呉市とか広島市とかあっていろいろ協議してきて、実際に見える形での効果といいますか、そこは何かあったら教えてください。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 今御質問にありましたように、広島市との連携につきましては以前から結んでおりまして、今現在の圏域でいいますと当時とはちょっと違いましてだんだん拡大しておりまして3県にまたがる、広島県、山口県、島根県、3県にまたがるような圏域で、自治体も今度令和6年4月、新たに島根県の川本町と飯南町、こちらのほうも加わってくるといようなことで進められております。圏域が随分広がっております。

すので、なかなか全市町との連携というのは難しいですが、やはり広い圏域でこそ取り組めるものというのがあると思います。ですから、そういったことについては、先ほどから申しますようにスケールメリット、こういったものを働かせてしっかり取り組んでいく、単市では取り組めないことの取組を進めていきたいというふうに考えております。

それから、呉市につきましては、広島市との連携と比べますと比較的近いといえますか、これまでも観光産業を中心にいろんな連携をしてきております。こういったことにつきましては、これまでと同様により深く取り組んでいけたらというふうに思っております。

備後圏域につきましては、今度は新たに東部圏域で、これ岡山県の笠岡市と井原市、こういったものも含んできます。これまでと違って新たな圏域ということではございますが、先ほど申しましたように市議会もしくは竹原商工会議所も既に東部ブロックでのつながりは昔から深くあるところで、行政分野でも例えば観光産業なんかは特につながりが深くなっております。ですから、こういったところに取り組むことで、これまでと同様な部分もあるのですが、これも繰り返しになりますが、より有利な財源も活用できるということとでしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 続きまして、議案第25号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 議案第25号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案でございます。

提案の趣旨といたしましては、第6次総合計画の着実な推進に向けて必要な施策や事業を推進するとともに、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題などに的確かつ迅速に対応できる組織体制とするものであります。

改正の内容につきましては、その下にあります改正案、現行、こういったものになりますが、この条例案につきましては別で資料を添付しておりますので、そちらのほうで説明ができたかと思います。

A 4 横で令和 6 年度行政組織の改正案についてという資料を御覧いただけたらと思います。

まず、1 枚めくっていただきますと、地域振興及び産業振興の活性化を加速するためとして総務企画部を再編することといたしております。具体には、その下にある左側が現行図、右側が再編後となっております。案といたしましては、総務企画部を総務部と企画部、こちらのほうに再編するものでございます。それから、再編後の総務部のほうに市民福祉部に今位置づけております税務課を移管するというものでございます。こちらにつきましては、税財政の一体化を図るという観点から税務課を総務部に移管するというものでございます。

1 枚めくっていただきまして、続いて福祉関連業務の再構築ということでございます。

大きく 2 点ありまして、まず 1 点目につきましては、地域まるごと支え合い体制づくりということで、これはこれまで準備をしてきました重層的支援体制整備の推進というものでございます。具体には、令和 6 年 4 月 1 日からまるごと福祉相談窓口を開設するということで、そういったものに対応できる組織の再編ということです。

2 点目につきましては、こども家庭センターの設置というものでございます。こちらのほうにつきましては、令和 6 年 4 月 1 日からの開設を予定しておりまして、場所につきましては令和 5 年度、今年度において今保健センターを改修しておりますが、こちらに子供さんに関する相談窓口の集約をする、そういうふうを考えております。具体的には、もう一枚めくっていただきまして 4 ページ目でございますが、こちらのほうに左側は現行、それから右側に再編後ということで表記をしております。具体には、右側の再編後でございますが、新たに組織名称を変えたものを 2 つ考えております。1 点目につきましては、地域支え合い推進課というものを新設するものでございます。その下に福祉総務係、生活支援係、介護保険係、高齢者支援係、この 4 係を設置します。それから 2 点目として、健康子どもみらい課を新設するものでございます。その下に子ども福祉係、子ども家庭支援係、健康増進係、この 3 係と認定こども園、こちらのほうが位置づくものでございます。主な事務としましては、その右側に点線で囲っているものがなどとしておりますが、こういったものが担当する所管事務になります。

続きまして、5 ページ目をお開きください。

こちらにつきましては、公共施設再整備担当を配置するというものでございます。

これまで総務課に資産活用係として普通財産の管理、ふるさと納税事務、それから公共

施設ゾーンの整備、こういったものを担当してまいりました。これを4月1日以降は、まずは財政課の契約係に普通財産の事務を所管するということで契約管財係というものを新設するものでございます。それから2点目といたしまして、企画政策課に公共施設再整備担当を配置するものでございます。

最後になりますが、6ページをお開きください。

こちらにつきましては、生活環境関連業務を地域づくり課へ移管するというものでございます。現行で左側、市民課に生活環境係を置いておりますが、これを4月1日以降は地域づくり課に移管するというものでございます。こうすることで自治会や協働のまちづくり、こういった地域組織の総合関連窓口として利便性を高めたいというふうに考えております。

この議案については、以上になります。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） まず初めに、現在、総務企画部の中に産業振興課長を兼職とする観光まちづくり担当部長の職がありますけれども、イメージとしたらこれが今度総務部と企画部の別れた企画のほうの部長というようなイメージで、組織としての部長の体制というものは変わらないということによろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） こちらにつきましては、今、担当部長というのを置いておりますが、こちらは組織上に位置づけるものではございませんので、ちょっとなかなか今現在で私のほうからはっきりと申し上げるというのはちょっと難しいですが、現実として今企画部の下に産業振興課、こちらのほうが位置づいております。今現在もそういったところで地方創生に関する大きい、例えば産業だとか観光だとか、農業でも産品開発だとかこういったことを担っておりますので、体制についてはそういったことを踏まえて配置するようになるというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今まで様々な組織の改編、編成というものがありましたけれども、やはり仕事していく上で分けたほうが非常に効率的なことということでこういう形に

なってきたのであらうと思います。新しく令和6年度からの組織を見ますと、それぞれの仕事をしやすいようなものになっているのかなとは思いますが、今度は先ほどの保健センターの今整備ということもあって、そこが活用しやすい、利用者の方に非常に、来られた相談窓口として非常に活用しやすくなるのかなというイメージがあります。今度、庁舎が新しく元の合同庁舎のところに移転するわけですが、それぞれこのような形が生かされて反映していくものだと思えます。今後、この事務事業をしていく中で、また新たに編成というものも生まれてくるかと思えますので、これはちょっとこのものとは違うのですが、合同庁舎に移転する際にレイアウトのほうは今後変更があっても活用しやすいようなものというのが必要かなと思えますので、その点も視野に入れてしっかりとした組織としての仕事をしていただきたいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務部長。

総務企画部長（平田康宏君） 組織の再編でこれまでも時代時代に応じまして組織の改編をしてきたところでございまして、今委員からお話ございましたように今年の年末、来年の年始で一応引っ越しを考えておりまして、来年の今頃は新しい庁舎での業務ということを用意しております。その中でレイアウトの話もございましたが、以前、議会のほうに御説明させていただきましたのは、現行の組織としての配置というので一旦お示しさせていただきました。このたび4月から改編する訳でございますので、当然新しい組織、また保健センターのほうにこども家庭センターということで考えております。当然、委員のほうから我々が仕事しやすい環境というものもございしますが、まずは市民サービスの向上というのがありますので、市民の皆様が利用しやすい環境、また分かりやすい動線も含めて、そのようなレイアウトを考えておりますので、その点はまた機会を捉えまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 先ほどもありました利用者の方にまず使い勝手のいいようにということでもありますけれども、そこは職員さんの仕事の働き方と同列だと思いますので、その点もしっかりと、いい機会ですので、いいものが形となって、それが市民サービスの向上につながるように引き続きしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） それでは、何点か伺いたいのですけれども、こういった組織体制を変える場合には、議案説明書にもありましたように本来必要な施策、順位に対してどういった体制で取り組むかということが大切だということを書いてあって、ここを見ると大きな再編というのは総務企画部を総務部と企画部に再編するということで部を1つ増やすということが特徴になっております。以前、その企画部を統合したり、また今回は再編したりということが行われておりますけれども、ここで聞きたいのは、特に総務部が大きな再編になっておりますけれども、先ほど言った必要な施策や事務事業を推進するために多様化する、複雑化する市民ニーズとか地域の課題というのがそれぞれあるのですけれども、市民ニーズと地域の課題があって、これやっばり的確に仕事をこなすということの提案になっているのですけれども、私が大切なことは、要するに今度の多様化する、複雑化する市民ニーズと地域課題、この2つをとって聞けば、この体制を変えることによってその業務量ですよね、仕事量が増えるのか減るのかということを端的に聞きたいし、その業務量に見合った人の配置が必要だというのは当然だと思うのですね。ですから、これを見ると、現行では総務企画部には63人の配置になっています。また、市民福祉部では129人、建設部では41人とかになっていますけれども、これが特に関連する企画部、市民福祉部は再編だけで、名称が変更だけで人数は変わらないのかなと思いますけれども、市民福祉部や今回の総務企画部に関わって業務量がこれだけ増える、あるいはこれだけ減る、だからこういった人の体制にするのだよということをもう少し分かりやすく説明していただけますか。

委員長（川本 円君） 松本委員、極力一問一答でお願いいたします。

企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） ただいまの質疑にありました人役の整理の件につきましては、こちらについては毎年度各所属長へ聞き取りを行いまして、どのような業務があるのか、また新たに発生するものもしくは終わるもの、こういったものの中から人役整理をしまして時間を割り出しまして、それに基づいて配置するようにいたしております。先ほど言いましたように、今回、部とか課の再編がございますが、この新たに配置するものとかもしくは移管するものにつきましても、同様に聞き取りを行った上で適切となるように配置するように考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が言ったのは、先ほどの体制を変えるということで必要な施策や事業を推進するのだということは当然だと思うのですね。それで聞いたのは、分かりやすく今人数の配置と現行の人数のことも言いましたけれども、特に総務企画部のところが再編するよということになるので、例えば現在の業務量がありますよね。それを今度は新たな施策があって、今度これだけ業務量が増えるよと、だからそこに人を増やすなり、今度は減った場合は減らすなりということが起こり得るのですけれども、そのことを私はちょっと聞いたのですね。だから、整理するというのは確かに要るのですけれども、業務量は今度の再編に関わって、新年度予算に関わるのでしょうか、業務量が増えるのか減るのかということを端的に聞いているわけです。どうでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） ただいまの質疑ですが、この組織の再編をすることと業務量との関係につきましては、基本的にはちょっと切り離して考えております。組織の再編というのは、こちらにも書いておりますように例えば総務部と企画部、こちらに分けたのはこちらにも書いておりますように、やはり国も含めて地方創生をしっかりと推進していこうというようなこと、それからコロナが明けつつあってほぼ収束しつつある中でやはりそれを、取組を加速していこうというようなことでこういった組織、対応するために組織しております。この組織を推進するために今度はそこに必要な人役は何人要るのかということで聞き取りをして、それに基づいた人数を配置するということになるというふうに考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと部長でもいいのだけれども、私が聞いたかったのは、今度は必要な施策、事務事業を推進するというで新たな組織を再編ということなのですから、そこで必要な事業が要するに増えたり減ったりということは起こるわけであって、ですからそれに対して組織体制も変えていくということが必要だと思うのですね。ですから、さっき組織と業務は切り離すというのがちょっと私は理解できなかったのですが、それは確かに業務量があって、その体制は変えてそこに人を配置するというで、私は、組織の分では新たに総務部が今度は税務課がそこに入るわけですがけれども、業務量はどう変わるのかなと、増えるのか、減るのか、企画部はどうなのかということをちょっと再確認して意見を求めたのです。どうでしょうか。

委員長（川本 円君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 先ほど企画政策課長が申し上げましたのは、組織体制と業務量の話ということで当然ヒアリング、聞き取り等をしながらこの体制に導いたものということでございます。委員のほうから業務量が増えた場合の人員のことですが、当然そこは増やしますし、業務量が減りますと減らした形で人員配置ということになります。この2月、3月となりますとやはり人事も考えておりますので、そういった業務量も含めまして総合的に勘案した上で人員配置いたしますので、ただ体制と人事は別ではないのかというふうに捉えられないように人員も当然大切でございますので、その人数と業務量、なかなか100%イコールになりませんし、4月以降事業を推進する上でやはり人員の面ではなかなか考えないといけない面もあると思いますけど、そこはそこでその都度考えながら、検討しながら事業を推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） ほか。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど松本委員からございましたように、まず今後に向けての、新しいニーズに向けての仕事量の増減はどうなるのか、それに対してその人員配置はどのように考えているか、この2点をもう一度再度聞きます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

委員のほうから議案説明書のことを引用されましたので、それを繰り返し申し上げますと、今回の組織体制の改編につきましては第6次総合計画の着実な推進に向けて必要な施策や事業を推進するとともに、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題などに的確かつ迅速に対応できる組織体制ということでございますので、おっしゃるようにニーズに伴いまして増える業務も当然ございます。また、そのために改編するということでございますので、それによりまして減る事務もあるかもしれませんが、総合的人員配置として増えたところには当然それなりの人員を配置いたしますし、それと以前からも委員のほうからございますように正規職員と非正規の職員、会計年度任用職員あるいは任期付職員等を活用

しながら適切に事務が遂行できるように取り組んでまいりますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第14号竹原市郷土産業振興館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） それでは、議案第14号竹原市郷土産業振興館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして竹原市郷土産業振興館の指定管理者を指定しようとするものでございます。郷土産業振興館につきましては、平成30年の開設以来、設置目的でございます農林水産業者の所得向上、または加えて本市のPRを図るために農水産物の加工あるいは産品開発、ふるさと納税の返礼品等に取り組んできたところでございます。このたび指定管理者の選定につきましては、これまで市のほうが全体運営、加工業務については漁協さんという形で運営してきたところでございますが、今回選定については同館の設置目的及び設置目的を達成するために実施する事業を考慮いたしまして、芸南漁業協同組合を適当と認め、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定管理者として指定するものでございます。繰り返しになりますが、管理を行われる施設につきましては竹原市郷土産業振興館、所在地については忠海東町5丁目5631番6、管理者となる団体につきましては芸南漁業協同組合、所在地については忠海東町1丁目4番27号、代表者については福本悟様、指定の期間については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年度間ということでございます。

説明は以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） この指定管理ということに対しては理解できます。賛成します。た

だ、この郷土産業振興館の目的を達するためということがやっぱり必要だと思うので、今までどうも思ったような活動ができてなかったように思うのですが、私、できる前からずっと道のこととか、やはりこの場所に対して一番最初も大分皆さんからも意見が出て、あそここの場所が本当に有利な場所なのかみたいのもあったように。ただ、そこにもう造ってしまいましたから、それに対して道とか、海からでもいいですけども、そういうアクセスのことも考えてあげないと目的を達成できないのではないかなと思っている。予算も2億円近く、大分減りましたが、最初の予算では2億円からかけてやっているものが、年間何百万円とかぐらいの売上げだと、目的が達成するの難しいではないですか。その辺りの目的を達成するための手段というか、考え方というのは持っておられるのかを聞きたいと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、設置場所についてでございますが、この郷土産業振興館の設置目的の一つに漁協さんがやられています海ブドウを養殖されておりますが、そのリパック、パック詰め等の業務と一緒に連携してやっていこうという目的もございまして、海ブドウの養殖場の隣接地に建設させていただいたという経緯があるかなと思っております。今、大川委員から質疑のありました道、アクセスということについては、確かに道路がちょっと狭い箇所がありまして大型車等の進入が困難なという部分でございますが、施設自身で現在何とか運営できておりますので、今後についてはこの海からということもございまして、そういったものを活用しながらやはり道路事情がどうしても厳しい部分がありますので、何とか工夫をしながら運営させていけたらと思っております。なお、漁協に今回指定管理者をお願いするということは、やはり生産者でございますので、生産者のノウハウをしっかりと生かしていただきながら商品開発あるいはふるさと納税返礼品の充実を図っていただくという部分では、メリットは大きいということを考えておりますので、やはりそういった部分で、手段ということではないのですが、生産者としてのノウハウを生かしていただきながら館の運営を進めていただけたらと思います。ハード面については、今後いろいろ検討させていただけたらと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 収益については。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 収益につきましては、先ほど言いましたように現在売上げもスタート時に比べまして徐々に伸びてきております。さらに、生産者にやっ

ていただくということで、そういったノウハウを生かしてさらに収益も上げていただけるのではないかとということで期待しているところでございます。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 分かるのですが、それ大事なことだと思うのですが、ただ目的を達成するということは、公共事業でやったので地域の活性化というところだけを見ればそれで済むのかもしれませんが、やっぱりあれだけの税金を突っ込んだら元は取らないといけないと思いますよ。そのためには、一番最初に聞いた道路が狭過ぎるのだからあそこの場所はと言ったときには、いや、軽自動車でも軽トラでも行ける量ですからという説明で終わったのですが、その量だったら生産性は上げられないと思いますので、ぜひアクセスのことも考えながら、もっと大型車で運んだほうが単価も安いので、そういうもう少し利益性のことも考えながらやってほしいと思います。

以上です。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 確かに館の運営ということでございますので、収支を考えるというのは重要なことと考えております。現在の売上げにつきましては、ふるさと納税の返礼品ということが主要な売上げ、大きなウエートを占めている部分がございます。こういった部分をしっかり伸ばしながらやっていくということで、現在このふるさと納税返礼品については宅配事業者等をお願いしている部分もありますので、うまくその関連業者さんと連携も図りながらしっかり収益が上がるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 先ほど地元であるということで大川委員のほうに質疑をしていただきましたが、私のほうは、この指定管理者に芸南漁協さんがなられるということでそこで働く方の体制というか、そちらの働く方の選任についても指定管理者の方が採用というか、そういう認識でよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 現在の状況ですけど、現在の館のスタッフといたしましては、加工業務をやられている方が3名、それ以外に全体運営ということで市の職員が関わっている状況でございます。こちらの加工業務については、既に漁協のほうに

委託させていただいておりますので、現在も漁協さんのほうで雇用しているということになりますので、指定管理者になられても継続して雇用されるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今まで市の職員さんが担っていた部分はそのまま引き続きということではよろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 市の現在職員が担っていた部分については、やはり指定管理者ということでございますので、今後は漁協のほうで運営までお願いしているという状況でございますので、漁協さんのほうで体制を組んでいただく形で進めていただくようになると思います。

以上です。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 指定管理者なので当然そういうことになるのであろうとは思いますが、その点については非常に危惧をしております。非常に心配です。というのも、やはりもともとの芸南漁業協同組合さんの仕事、なりわいとしたらやっぱり海産物といいますか、そちらが本業といいますか、得意分野だと思います。今までもそうですけど、瞬間冷凍を活用して農作物やそういったものも付加価値をつけて販売をしていましたし、そういうところの部分が果たしてしっかりと継続をされたり新たな商品開発に向けてのアプローチができるのかという部分については、先ほどの職員さんの部分もこれからは指定管理者であるその事業者さんに、というところですが、その点についてお聞かせください。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 先ほどの説明、少し不十分なところがございましたが、運営面についても市の職員がという説明をさせていただいたのですが、その中に地域おこし協力隊を雇用しておりまして、そのスタッフがずっとその運営にも関わっておりまして、引き続き地域おこし協力隊として運営支援をしながら、任期が切れたら現在漁師になられるという修行していますので、現状では地域おこし協力隊がそのまま漁協に残り、運営をしていくという方向で考えておりますので、ノウハウについてはその3年間協力隊として運営に関わっていただいているので、引き継いでいけるものかと思って

おります。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 職員のその体制については理解をしました。ただ、偏ることなく、郷土産業振興というところなので、様々な分野のものがしっかりと竹原の特産品として利活用できるように、またそういう商品開発ができるような体制を維持、拡大していただきたいと思います。

あとちょっと商品のことで質疑をします。

先ほどもありました海ブドウの加工というところで芸南漁協さんに担っていただいた部分があるのですが、この海ブドウに関して現在、以前は竹原で海ブドウが食べれるということで話題にもなり、注目も浴びましたが、現在の流通体制等について答えられれば教えていただきたいのですが。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 海ブドウについての流通体制という質疑でございますが、海ブドウについてはどうしても足が早いといいますか、保存期間が短いということがございますので、どうしても周辺での販売という形になっておりまして、一番遠い場所でいうと東広島道の駅ののん太とか三原市にあります神明の里が一番遠いぐらいでございますけれども、それ以外は主に市内で流通という形になっております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 海ブドウなのですが、前のパッケージと今のパッケージが実は変わっていて、多分先ほど言われたような傷みが早いというところの部分だとは思いますが、これは私の主観かもしれませんが、なかなか今のパッケージが購買意欲をそそらないような、そそらないと言ったらちょっと語弊がありますが、前はみその入れ物というか、立体的なパッケージの中に海ブドウが入っていて販売されていたのですが、現在はパッキングして海水というか、平たいビニール袋の中に入れて売られています。なので、味とかというのは変わらないと思うのですが、見た感じのボリュームとか、そこら辺に誰がゴーを出してこの商品に至ったのかなというようなところもちょっと思いますので、先ほど言いましたようにいろんな方の意見を取り入れてしっかりとその商品の良さプラス竹原のPRができるようなものがこの郷土産業振興館でできればなという

ふうに思いますが、現状をしっかりと分析をして、現状を改められる部分は今の年度のうちにしっかりとやって、新しい体制ではよりよいスタートができるような形にまず今年度しっかりとやっていく必要があると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 館の運営につきましては、やはり収益を上げるという部分もございますので、今年度ということではございますけど、まずしっかり運営はさせていただきたいと思っております。また、来年度以降も指定管理者に任せるということではなく、やはり生産者、民間のノウハウを生かしながらも行政の持っているいろんな媒体を使ってPR、またふるさと納税の返礼品のPR等もしっかりさせていただきまして、指定管理者であります漁協さんとまた竹原市が連携して収益をしっかりと上げるとともに、市の産品開発、PRが進むように取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） そのほか質疑ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 市の産品開発って今言われたのですが、竹原市を知りたいという方が大体調べるのはホームページだと思うのですが、見てもフォロワーが145人ぐらいしかいないし、ホームページの画面もずっと変わらない。では、この2年間、ホームページを見て竹原市の産品とは何なのかと調べると思うのですが、この2年間でいわゆる特産品、どのように変化があったのか教えていただきたいと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 先ほどの質疑でも説明をさせていただいて、現在の収益の主要な部分というものがふるさと納税の返礼品が大きなウエートを占めております。その中でいわゆる地場、近海で獲れた刺身を毎月送るものとか、時期によってはタイのしゃぶしゃぶのものを送らせていただいたりとかということで、主には魚介類になりますけども、そういう旬のものをお届けするということで現在非常に人気を得ているということでございまして、まず本市にはそういった魚介があるよという部分もPRはできているかなと考えております。また、市内でいいましたら現在道の駅で提供しておりますけど、漬け井とか、峠下牛を使った牛すじ煮込みとかも開発させていただいたり、また竹原バーガーということで中にパテ以外の具材は実は加工所で作らせていただいたりとかということで、まだまだ不十分なところはございますけども、そういったものが徐々にできて

おりますので、今後はさらにSNS等活用してそこはしっかり広げていきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私、漁協の組合の方がこの振興館の指定管理者としての活動に対しては敬意を表したいというふうに思います。

そこで、私の質問というのは、これまでこういった産業館にしても公共施設を指定管理者でやってこられたわけですが、現時点で考えておられるのは指定管理者として委託する狙いといいますか、効率化とか効果があればどういった効果があるのか。主な狙いと効果についてまず聞いておきたいというふうに思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） この約5年間加工業務を漁協さん、運営を竹原市ということですのでずっとパートナーとしてやってきたところでございますが、漁協さん、さらに運営者、指定管理者と指定させていただくことによりまして、いわゆる生産者ということで魚を取ってこういう加工をするというのが一つの流れでできるようになるかと思えますし、やはりそういう一番魚のことをよく知っている漁協さんにやっていただくことによりまして新たな商品開発あるいは売上増につながっていくものということで期待しているところでございます。

以上です。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） ここでさっき働いている方を漁協の雇用の3人と、漁協の方の3人ですかね、ちょっと言われたように伺ったのですが、例えば指定管理者にして例えば売上げが今度は伸びる状況だと言われてそこはいい方向なのですが、これで例えば売上げが伸びて3人の雇用とか賃金が上がるとかそこらの改善なんかを具体的に指導できるものですか。そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 賃金体系につきましては、やはり運営者で決めていくものかと思えますけれども、行政的に言いますと県の最低賃金等もございまして、やはり売上げが伸びればそういう還元はまずは地域への、そういった雇用者への還元もございまして、やはり竹原市全体に還元いただくような形で、それは市の設置者としてそ

の辺りについてはいろいろ協議はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） すみません。ここでちょっと休憩を取らせてください。

11時30分から再開いたします。

休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時26分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第37号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第8号）及び議案第39号令和5年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程をいたします補正予算案について説明をいたします。

資料につきましては、補正予算案の概要に基づきまして説明をいたしますので、概要をお開きいただければと思います。

このたびの補正予算案につきましては、小学校の施設整備事業、特定都市河川浸水被害対策事業に必要な経費などを計上するとともに、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

歳入歳出予算総額から8,649万5,000円を減額し、総額を161億4,697万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加を行う内容となっております。歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、総務費、土木費、消防費、減額を行うものが、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費、公債費となっております。その個別の内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明いたしますので、まずは3ページをお開きいただければと思います。

よろしいでしょうか。

まず、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく精算など、令和5年度の事業執行見込み等を踏まえた予算整理に係る各種経費の補正につきましては、冒頭で申し上げましたが、ほぼ全款にわたって調整を行っていることからかなりのボリュームとなっておりますので、増減幅の大きい事業のみの説明とさせていただきますので、御了承いただければと思います。

まず、増額となるものにつきまして、基金管理に要する経費につきましては、地方交付税の増加と今年度歳入の増加に伴い、財政調整基金など各種基金への積立てを行うもの、それから認定こども園等に要する経費につきましては、私立こども園に対し支給する施設型給付費について国の示す公定価格単価が改定されたことなどにより支給額を増額するもの、それから乳幼児等医療給付に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、自己負担が増加したことなどに伴い、予算に不足が見込まれるため、それぞれ増額をするものでございます。

次に、減額となるものにつきまして、まず庁舎移転に要する経費につきましては、建設工事費などが入札執行により当初見込みを下回ったことから、中学校施設整備に要する経費につきましては、市内中学校空調整備工事について、こちら令和4年度の補正予算と二重計上いたしておりますので、その二重計上部分などを減額するもの、それから予防接種に要する経費につきましては、子宮頸がんワクチン、新型コロナウイルスワクチン接種などの対象見込みが当初見込みを下回ったことなどから、それぞれ不用となる予算を減額するものとなります。

続きまして、総務費、住民基本台帳に要する経費について、システム整備委託料1, 102万2, 000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、住民票等に戸籍の記載に基づく氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名、振り仮名及びローマ字表記等を行うため、住民記録システム等の改修を行うものでございます。また、事業が来年度にわたることから、こちら併せて繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を1, 098万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続いて、4ページをお開きください。

民生費、社会福祉事業に要する経費、生活困窮者自立支援等事業に要する経費、地域生活支援事業に要する経費について、償還金など1, 219万9, 000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、重層的支援体制整備事業移行準備事業等において消費税の取扱いを社会福祉事業として非課税と誤認をしていたため、過去5年まで遡

り、消費税相当額を竹原市社会福祉協議会へ支払うものでございます。また、令和5年度委託料につきましても消費税相当額を増額するものとなります。財源につきましては、国庫支出金を47万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、商工費、観光宣伝に要する経費について、観光客誘致促進実証事業補助金など331万9,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、持続可能な観光地を目指すため、地域一体となって取り組む観光サービスの高付加価値化等を支援する国の補助制度を活用し、本市の観光需要の回復のために必要となります観光施設の改修及び実証実験の実施を行うものでございます。実施事業につきましては、観光客誘致促進のための実証事業を行う事業者に対する補助金及び町並み保存地区施設のライトアップのための施設工事でございます。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。財源につきましては、国庫支出金を112万2,000円充当し、残りを一般財源とするものであります。なお、この事業につきましては12月でも一括して補正予算を計上いたしましたでしたが、こちらについてはその追加部分として、令和6年度から実施するものとしてこのたび補正を再度上げさせていただいているものでございます。

続きまして、土木費、橋梁維持改修に要する経費について、維持補修工事費等3,630万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、橋梁補修工事を国の令和5年度補正予算に呼応し、前倒しし、実施するものでございます。実施場所につきましては、相生橋、竜王橋、鋳物師原橋、大福地西谷4号橋及び西谷中央橋です。なお、こちらにつきましては図面を添付しておりますので、またそちらを確認いただければと思います。こちらにつきましても、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を1,996万5,000円、地方債を1,530万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

引き続き、5ページでございます。

土木費、特定都市河川浸水被害対策に要する経費について、施設改良工事など7,000万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、本川流域における浸水被害対策の取組を進め、災害の発生及び拡大を防止するため、本川の河川整備、その他内水対策事業と併せ、掘込式の雨水貯留施設整備を国の令和5年度補正予算に呼応し、一部前倒しし、実施するものでございます。実施内容につきましては、本町に設置予定の雨水貯留施設工事の一部を前倒しして実施するものとなります。こちらにつきましても、必要と

する工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものとなります。財源につきましては、国庫支出金を3,500万円、県支出金を1,750万円充当し、残りを地方債とするものでございます。

続いて、教育費、施設整備に要する経費について、施設整備工事費など4,270万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、安心・安全な教育環境を整備するため、こちらも国の令和5年度補正予算に呼応し、小学校の校舎の特別教室、職員室などに空調を整備するものであります。また、必要とする工期が来年度にわたることから、こちらも併せて繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を1,308万5,000円、地方債を2,940万円充当し、残りを一般財源とするものであります。なお、こちらの事業につきましては、国の採択が少し遅れた関係で令和6年度の当初予算にも二重で計上いたしております。こちらにつきましては、また来年のこの時期に令和6年度当初予算部分については減額補正をさせていただくというような形になろうかと思えます。

以上が歳出の説明となりまして、1ページにお戻りをください。

歳入の説明でございます。

まず、市税につきましては、個人市民税については過年度分の修正申告に伴う増額、法人市民税については各事業者の収益の減少や従業員の移転などに伴い、法人税割が当初の見込みを下回ったことによる減額、軽自動車税については県税務課決算見込みにより減額をしたことなどによりまして、トータルで1,662万8,000円減額をいたしております。

次に、地方譲与税から地方特例交付金までの歳入につきましては、広島県からの通知等に基づき、それぞれ増額または減額の調整を行っております。

次に、地方交付税につきましては、普通地方交付税と臨時財政対策債との配分割合が変更となったことと併せまして、地方交付税の財源となります令和5年度の所得税、法人税などの国税が増収となったことに伴い、普通交付税の追加交付が見込まれるため、1億7,177万2,000円増額をいたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、家庭用ごみ袋の出荷が見込みを下回ったため、694万5,000円減額をいたしております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算の補正に併せ、それぞれ増額しております。

財産収入については、保留地売却に伴い、増額をいたしております。

続いて、寄附金についてでございますが、こちら竹原発スタートアップ事業におきまして当初企業版ふるさと納税を財源とする予定といたしておりましたものが、デジタル田園都市国家構想交付金及び一般寄附を財源とすることとなったことにより減額をいたしております。

1つ飛びまして繰越金でございます。こちらにつきましては、令和5年度決算剰余金を追加計上いたしております。

次に、市債でございますが、歳出予算の補正に併せ、それぞれ追加または減額をするともに、臨時財政対策債について普通交付税との配分割合の変更に伴う減額により、合計で2億3,898万6,000円減額をいたしております。

最後に、繰入金でございますが、こちらは各種事業の執行状況に合わせ、特目基金からの繰入金を増額及び減額し、貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上いたしております。財政調整基金繰入金について1億7,865万6,000円の減額をすることで収支の均衡を図っております。

それでは続きまして、繰越明許の補正をいたしますので、8ページに少し飛んでいただければと思います。

まず、総務費、住民基本台帳システム等改修事業、商工費の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業、土木費の橋梁維持改修事業及び特定都市河川浸水被害対策事業、教育費の小学校設備整備事業については歳出のところで御説明をいたしましたので、省略をさせていただき、まず総務費におきまして、電線共同溝整備事業について、国の整備事業の進捗が遅れたため、それから戸籍システム改修事業につきましては、国のシステム改修仕様書等の改版状況の遅れによりソフトウェアの開発に不測の日数を要したため、それぞれ繰り越すものでございます。

次に、民生費におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業につきまして、給付金支給後の残務処理に日数を要するため、こちらを繰り越すものでございます。

次に、衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、こちらも令和5年度接種事業の残務処理に日数を要するため繰り越すものでございます。

続きまして、農林水産業費におきましては、県営ため池支援センター事業について、地元調整に不測の日数を要したことなどから、漁港施設長寿命化対策事業につきましては、

吉名及び長浜漁港整備について、資材の入手に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから繰り越すものでございます。

次に、土木費でございますが、市道忠海中学校線道路改良事業及び緊急自然災害防止対策事業について、こちら資材の入手に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから、次にＪＲ忠海駅自由通路整備事業については、測量調整に不測の日数を要したことから、市道中通東上条線道路改良事業及び新開土地区画整理事業につきましては、地権者との協議に不測の日数を要したことから、続いて県営道路整備事業、県営港湾整備事業、県営街路整備事業、県営急傾斜地崩壊対策事業につきましては、広島県が事業費を繰り越したことに伴い、その負担金を繰り越すものでございます。

次に、消防費におきまして、ハザードマップ作成事業について、業務の進捗に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に、教育費におきまして、歴史的風致維持向上事業につきまして、修理方針の見直しなどに不測の日数を要したため、こちら繰り越すものでございます。

最後、災害復旧費におきまして、令和３年公共土木施設災害復旧事業及び令和３年農林水産施設災害復旧事業について、資材の入手に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから繰り越すものでございます。

続いていきます。

債務負担行為の補正でございます。

まず、産業医業務委託に要する経費につきましては、こちら令和６年４月１日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、コミュニティ集会所指定管理料、老人集会所指定管理料、ふくしの駅指定管理料、黒滝ホーム指定管理料、大久野島毒ガス資料館指定管理料及び郷土産業振興館指定管理料につきましては、令和６年４月からの指定管理料について当該施設の管理期間及び限度額について定めるものでございます。

それから、環境騒音調査業務に要する経費につきましては、こちら令和６年４月１日からの業務委託契約につきまして年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算の説明となります。

では続いて、貸付資金特別会計の補正予算の説明に移ります。

こちら、委員会資料でいいますと6ページの下段になります。

補正予算案の概要といたしましては、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっておりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万円を減額し、総額を554万8,000円とするものでございます。

まず、歳出予算について説明いたしますと、貸付金一般事務に要する経費として、一般会計繰出金347万円の追加計上を行うものでございますが、こちらについては最終的な収支の均衡を図るため計上いたしているものでございます。

貸付金に要する経費について、奨学資金貸付金など534万円の減額を行っておりますが、こちらにつきましては決算見込みに基づき不用となる予算を減額するものでございます。

歳入でございますが、こちらは諸収入として奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について、決算見込みに基づき、合計で187万円を減額をいたしております。

以上が貸付資金特別会計の補正予算案となります。

以上がこのたび上程いたします補正予算案の説明です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

なお、概要から質疑されると思いますので、ページ数並びにその項目を述べてから質疑に入ってください。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 1点、8ページの消防費のハザードマップ作成事業で、こちらの内容をよりよくするために遅れたのか、その遅れた原因について教えてください。

委員長（川本 円君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） ハザードマップにつきましては、現行令和元年度に作成したものが現在最新のハザードマップとなっております。このたび新たなデータ等、新たなデータが更新をされております。あわせまして、内水氾濫の想定区域というものを、この新たなハザードマップの中に想定区域を掲載しようということで事業を進めているところでございます。しかし、この内水氾濫想定区域の想定を特定するのに不測の時間が要しました。といいますのも、本来は賀茂川、また本川の河口辺りが浸水の大きな想定としておりましたが、過去の浸水歴、例えば東野町でありますとか福田町、吉名町、こういったところで過去に浸水があったところも想定区域として加えるために想定区域の作業を行って

おりましたが、そのデータが2月には入手できる予定でおりましたが、1か月ちょっと横にずれてまして年度内の作成がちょっと困難となりましたことから、このたび繰越しをさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 繰り越しても非常にいいものができるということだと思いますので、その点はしっかりと、期限はあるものではありませんけれども、内容がいいものにしていただきたいと思います。前回のハザードマップも改修をして随分より分かりやすいものになった、いいものができたと思っていますので、そういったような情報がしっかりと豊富にあるハザードマップを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁は結構です。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 5ページの上段、特定都市河川浸水被害対策事業でお願いします。

確認なのですが、これは答弁できるかな。掘るのですか。掘ってプールをつくるということなのですか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられますとおり、こちらはいわゆるこのたびの前倒しをする部分についてはいわゆる雨水貯留施設ということで、これはもともと本川地区にありました市営住宅の跡地を掘り下げて、そこへプールのような形で貯留施設を造るというような工事になりまして、全体事業はまだ来年度以降にも、当初予算にも上がっておりますが、その一部を補正予算を活用して実施するというような流れになります。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 地形的にあそこが有利なのか、土地が竹原市の持ち物だったからしたのかというのは理解できていないのですが、大雨の前には空にしておくのでしょうか。そういうことよね。危ないとか大丈夫なのですかね。僕がやるのだったら、もっと上流の、個別の話で高重さんの家の前なんか下がっているのだから、掘らないでいいじゃん。あそこにぽっと壁作ってやって、市営住宅のところは平なのだから売れば家が建つのではないのかなと思うのだけでも、そういう活用的な問題としてはこの場所がやはりいいということなのですか。場所。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 場所の選定につきましては、市独自の事業としてこの本川流域浸水対策というのをやっているわけでございまして、広島県と連携しながら様々な対策をする中で場所の選定というものは行われているものと認識をいたしております。詳細の選定の経緯につきましては、すみません、正直私も把握いたしておりませんが、そういった全体の事業の流れの中でいわゆる適地と判断をし、その実施を予定をしているものと理解をいただければと思います。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 災害対策ですから、防災ですから必要なものであるので、ぜひ造っていただいて、安心・安全のところは大事だと思うのですが、せっかく活用できてそこに家が建つのだったらという、僕が知っている限り平らな土地だったと思うのですよね、道は狭いですけど。だから、そういう活用する方法もあるのではないのかなというふうに今さらながら思うので、道も広がったりするではないですか。あの辺が宅地として使えるような方向が出てくるような気がするので、ちょっとそこにプールを置いてしまうとどうなのかなという場所的な不安もあります。それと、せっかく、もしそこに造るのであれば工事車両とかの道路が広がるのでしょうから、それを活用して、せっかくいいまちをつくるので、家がどんどん建つような、固定資産税がもらえるような政策にしていいただきたいという思いがありますが、その辺りどう考えておられますか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの事業につきましては、この事業だけでなく、やっぱり先ほど申し上げましたが、本川流域全体での活用ということで少し繰越しにも触れさせていただきましたが、中通東上条線の道路改良事業なんかにつきましても一部道路を拡幅するなり橋梁の付け替えなども含めまして全体的ないわゆる生活道路としての改善も図る事業も組み込まれておりますので、そういった全体の事業を進めていく中でその地域が快適で暮らしやすいまちづくりに資するものというふうに判断しておりますので、そういったことも含めまして今後事業は進めていくべきものというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 概要の1ページなのですがすけれども、繰入金のところでは財政調整基金が1億7,800万円と書いてあるのですが、それと先ほどの説明によるといわゆる基金

管理に要する経費として２億円追加していると。この辺の理由というのがちょっとよく分からない。ただ金額が出ているだけなので、２億円としか出ていないので、なぜここで基金を２億円必要とするのかということをお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、歳出部分の２億円といいますのが、こちらはまず決算見込みに基づき、要は剰余金が発生する、いわゆる歳入のほうが増える、その部分を基金へ積立てをするために一旦歳出を組むというような流れになります。あと、歳入でいいますと、基金の繰入金の減額というのは同じようにやっぱり決算剰余金を見込んでそもそも基金を取り崩す必要がなくなったものを減額をするという流れで、トータルといたしましては基金の積立ての部分とこの繰入金の減額部分がいわゆる基金の令和５年度決算でいう基金が増額の要因になるもので、ということで御理解をいただければというふうに考えております。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 今、基金残高がどれくらいあるのかということと、それと標準的に幾ら、基金残高に幾らぐらい必要なのか、財政調整基金として、をお伺いしたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） すみません。まず、基金残高の状況でございますが、あくまでこれは今現在の決算見込みを見込んだ予算上の残高見込みということで、まず令和５年度の末の基金残高の見込みが約３９億円となります。そのうち、財政調整基金というのがおおむね２２億円を見込んでいるところでございます。これはあくまで決算見込みを見込んだ予算上の措置でございますので、最終的に決算すれば金額が変わってくるかも分かりませんが、今現在そういった基金残額を見込んでいるところでございます。

財政調整基金につきましては、これは法律で定められているものではございませんが、いわゆる標準財政規模でいいますとおおむね１０％から１５％は最低保有しておくのが望ましいとされておりまして、令和５年度決算がそのまま２２億円と計算しましておおむね１０％から１５％の範疇に入るような、電卓たたいていないので何％というのは今すぐ出ませんが、おおむね十二、三％ぐらいにはなるのではないかなというふうに考えております。ただ、基金につきましてはあまりため過ぎて事業を進めないというのも問題がございますし、かといって正直今後将来に向けて基金というものはあるにこしたことはないという

ような考え方もございますので、そこらの兼ね合いというのは非常に微妙な部分がございますけれども、しっかり必要な事業については、そこは基金を投入してでもやるべきことはやる。あわせまして、財政規律を保つためにやっぱりあまり基金を取り崩して予算が組めない状況になるというのはまずいと思いますので、その辺の調整というのは今後にも必要に応じてさせていただければというふうに考えているところでございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 平成30年のときに比べるといわゆる経常収支比率、今までも98%ぐらいですかね、今。104%ぐらいだったのが98%ぐらいまで。104%ぐらいだったですね、ひどいときは。そこから比べると98%ぐらいまでに上がってきているということはよく分かるのですが、さりとて先ほど言われていたように基金があまりたくさん残っているという事実は、残すという事実はもしかしたら市民福祉の向上に、サービスにつながっていないのかもしれないという、そういったことも考えていかないといけないので、あと公共施設ゾーン、今後のいろんな課題もありますし、お金が必要であると。この辺のバランスというのに対して、今現在この補正の中で何が読めるのかというのを聞きしたいと思います。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） このたびの補正につきましては、令和5年度の決算見込みということでございまして、これはいろいろ今後の財政推計も考える中である意味ある程度想定内の範囲で基金が積めたのかなというふうに考えております。ただしながら、令和6年度の当初予算の話になってしまうのですが、こちらについては当初予算ベースで財政調整基金をおおむね5億円強取り崩すような予算を組まざるを得ないような状況になっております。通常でいいますと基金の繰入れ、財政調整基金の繰入れが大体2億円から3億円までの間であれば、決算を見込む中でおおむねその基金の取崩しが必要なくなる決算が見込めるのでございますけれども、これが5億円を超えますとやはりそれは最終的な令和6年度の決算というものは赤字決算というふうに見込まざるを得ないという状況になるかと思います。そういった意味で、今現在は確かに約39億円ほどトータルで基金残高ございますけれども、今後の大型投資事業を見込む中である程度ここは減っていくのではなかろうかというふうな見込みを立てておりますので、今現在数億円、令和5年度で積み立てられたから安心というようなことには恐らくならないのではないかというふうに現状考えております。今後はそういったものも含めまして、大型事業も含めまして、いわゆ

る優先順位を考えながら、どの事業を優先的に進めていくのかというものを検討しながら事業を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

委員長（川本 円君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

ここで委員による質疑を一旦保留として、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

委員長（川本 円君） 再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第 117 条の規定に基づき、まず委員外議員の出席要求はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） なしと認めます。

これから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。なお、ここで注意してもらいたいのは、まず追加質疑があるかどうかというのを先に言っていただければ助かります。

ございませんか。よろしいですか。議案に対する追加質疑が必要か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 資料請求もいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 質疑なしということで。

委員間討議のほうはどうでしょう。

道法委員。

委員（道法知江君） 物価高騰対策で非課税世帯に 7 万円給付されていると思います。これ 1 月末ぐらいが多分給付されていると思うのですが、1 月末ぐらいでほぼほぼ給付されていると思うのですが、現状をお伺いさせていただきたいと思うのです。報

告でもいただければと思うのです。これはこの案件ではないけど、今回の議案にはないけれども。

委員長（川本 円君） 議案ではないけども。

委員（道法知江君） どこで報告してもらえるのですか。民生ですか。

委員長（川本 円君） 民生だろう。

委員（道法知江君） 非課税世帯の分だから。民生だからか。では、こっちではない。失礼しました。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時05分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入ります。

まず、議案第12号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第12号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

副委員長。

副委員長（山元経穂君） 私は、議案第12号に賛成いたします。

委員長（川本 円君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号竹原市郷土産業振興館の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第 14 号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） ほかに討論はありませんか。

副委員長。

副委員長（山元経徳君） 私は、議案第 14 号に賛成いたします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 23 号竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 25 号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、これ

より討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第25号に反対をいたします。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

副委員長。

副委員長（山元経穂君） 私は、議案第25号に賛成いたします。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第28号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 37 号令和 5 年度竹原市一般会計補正予算（第 8 号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 39 号令和 5 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承いただきます。

説明員は退室いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続し調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。それと、これ、内容としましては前回ちょっと整理させていただきましたよね。それと同じのを出すというのですが、これはこのままでよろしいですかね。また、追加してほしいこととか削ってほしいとか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 公共施設ゾーンについてなのですが、これは竹原市議会が議会全体として特別委員会の設置はいいというようなところだったのですが、いろいろ全体で考えていったほうがいいとは思うのですけれども、総務は総務での所管の中でこの公共施設ゾーンについて捉えていくということで。

委員長（川本 円君） そうですね。

委員（堀越賢二君） 今のところということでもいいのですよね。

委員長（川本 円君） 現時点においてはということなので、また改めて特別委員会等を立ち上げるということになったら、またちょっとうちの枠から外れて、外すということになると思います。

そのほか委員のほうで継続審査、調査について御意見ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたら、別紙のとおり、ただいまの意見を踏まえて議長に申し出ることに對して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。長い間、すみません。

午後0時17分 閉会